

6-1 身体障害者更生相談所の地域リハビリテーション業務について  
 (3)リハビリテーション関係職員の研修

◆更生相談所の設置形態 身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所両方回答

	研修会名称	14 15年度 新規 継続
1	更生技術研修(身体障害者手帳の障害認定について)	継続
2	更生技術研修(盲導犬制度について)	継続
3	施設職員研修会(給食部会)「燕下障害のメカニズムと増粘剤の使い方」	継続
4	施設職員研修会(施設長会)	継続
5	施設職員研修会(生活職業指導部会)「職業程度区分について」	継続
6	施設職員研修会(保健衛生部会)「脳血管障害の主な特徴について」	継続
7	平成14年度レクリエーション技術研修会	継続
8	平成14年度青森県地域リハビリテーション研究大会	継続
9	平成14年度福祉用具利用 技術研修会	新規
10	平成15年度青森県地域リハビリテーション研究大会	継続
11	平成15年度接遇研修会	新規
12	平成15年度福祉用具利用 技術研修会	継続

## 6-2 知的障害者更生相談所の地域生活支援業務について

### (1)関係機関との連絡調整等の協議会 会議

#### ◆更生相談所の設置形態 身体障害者更生相談所

協議会 会議の有無	件数
有り	-
無し	-
無回答	20
計	20

協議会 会議の回答無し

#### ◆更生相談所の設置形態 知的障害者更生相談所

協議会 会議の有無	件数
有り	5
無し	11
無回答	3
計	19

協議会 会議			
No	協議会 会議の名称	構成員数	14年度開催回数
1	発達相談支援センター連絡会	11	2
2	県障害者ケアマネジメント体制整備検討委員会(現県障害者ケアマネジメント推進協議会)	19	1
3	障害者生活支援センター連絡会	130	1
4	地域療育等支援事業分科会	30	6
5	知的障害者更生施設等利用調整会議		12
6	広島県障害者生活支援事業所連絡協議会	40	4

## 6-2 知的障害者更生相談所の地域生活支援業務について

### (1)関係機関との連絡調整等の協議会 会議

#### ◆更生相談所の設置形態 身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所の統合

協議会 会議の有無	
	件数
有り	10
無し	24
無回答	5
計	39

協議会 会議			
No	協議会・会議の名称	構成員数	14年度開催回数
1	北海道障害者更生援護推進協議会	17	1
2	北海道障害者更生会地域ケア専門部	13	2
3	北海道障害者更生養護学校卒後対策専門部会	12	2
4	北海道障害者更生就職促進専門部会	13	2
5	施設連絡協議会	53	1
6	施設支援連絡調整会議	11	
7	障害者雇用連絡会議	12	1
8	埼玉県障害者地域生活支援推進会議	14	
9	知的発達障害者施設協議会	100	1
10	川崎市障害者生活支援センター連絡会	15	5
11	養護学校等進路指導担当者会議	7	3
12	障害児(者)地域療育等支援事業連絡調整会議	30	1
13	支援費制度の説明会 連絡会	50	2
14	施設利用調整システム全体会	100	1
15	大分障害者雇用連絡会議	15	1
16	地域福祉権利擁護事業関係機関連絡会議	22	1
17	大分県ケアマネジメント体制整備検討委員会	16	2
18	障害者ケアマネジメント体制整備検討委員会	19	7
19	障害者相談窓口 支援センター連絡会議	20	3

#### ◆更生相談所の設置形態 身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所両方回答

協議会 会議の有無	
	件数
有り	-
無し	4
無回答	-
計	4

協議会 会議の回答無し

6-2 知的障害者更生相談所の地域生活支援業務について

(1)関係機関との連絡調整等の協議会 会議  
(支援費導入に当たっての取り組み)

◆更生相談所の設置形態 身体障害者更生相談所

支援費導入に当たっての取り組みの回答無し

◆更生相談所の設置形態 知的障害者更生相談所

支援費導入に当たっての取り組み	
1	富山県における障害者ケアマネジメント推進体制の整備についての検討
2	知的障害者福祉担当者会(知相主宰)を月1回定例で実施していたが、本調整会議の設置運営要綱を整備し、充実を図った
3	県内各事業所の概要等を記載した照会冊子の作成や事例検討会等を検討中

◆更生相談所の設置形態 身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所の統合

研修会名称	
1	特になし
2	「支援費支給制度会誌に向けての取り組みと期待」について協議
3	ケアマネジメント技術の向上 地域ケア体制の構築(地域ネットワーク) 身体 知的 精神障害に関連する機関等の連携強化
4	関係機関と情報交換 意見交換を行い、問題点を把握
5	障害程度区分について、市町村、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、県庁障害福祉課、県福祉事務所も交えて研修を行った。 入所調整にあたって施設支援連絡調整会議を設置するとともに、市町村、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、県庁障害福祉課、県福祉事務所を交えて研修を行った。
6	相談所としての会議設置はないが、必要に応じて市町村に関係会議の開催を働きかけ、出席して助言する等のことは、実施している。
7	特に無し。 (H15年12月に代表者会議(構成員14人)を開催し、上記推進会議を立ち上げた。部会については、現在検討中。)

◆更生相談所の設置形態 身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所両方回答

支援費導入に当たっての取り組みの回答無し

6-2 知的障害者更生相談所の地域生活支援業務について  
 (2)障害者保健福祉圏域レヘルでのネットワーク支援システム

◆更生相談所の設置形態 身体障害者更生相談所

地域組織の有無	件数
有り	1
無し	-
無回答	19
計	20

地域組織		
No	組織名称	箇所数
1	長野市障害ふくくしネット	1
構成メンバー 長野市、身障協、肢体不自由父母の会、聴覚障害者協会、自立支援センター、市内施設等12団体		
更生相談所の関与 身体障害者専門部会に参加		

6-2 知的障害者更生相談所の地域生活支援業務について  
 (2)障害者保健福祉圏域レベルでのネットワーク 支援システム

◆ 更生相談所の設置形態 知的障害者更生相談所

地域組織の有無	
	件数
有り	8
無し	8
無回答	3
計	19

地域組織			
No	組織名称	箇所数	更生相談所の関与
1	保健福祉センター等業務連絡会議	1	上記については構成メンバーとなっている。
2	圏域障害者ケアマネジメント連絡調整会議	4	構成メンバー
3	支援費制度運用向上連絡会議	5	メンバーとして参加。(主催は各圏域の福祉事務所)
4	地域療育等支援事業 福祉担当者連絡会議等	23	専門的指導 助言
5	京都市高齢者 障害者権利擁護ネットワーク連絡会議	23	
6	障害者ケアマネジメント圏域連絡会議		知更相所在地を圏域に含む協議会に出席。(他の圏域では見相が出席している)
7	圏域知的障害関係担当者連絡会議	5	主宰
8	支援費制度運用向上委員会	7	県障害福祉課の主催であり、更生相談所は入所調整をしている事もあり、構成メンバーとなっている。

6-2 知的障害者更生相談所の地域生活支援業務について  
 (2)障害者保健福祉圏域レベルでのネットワーク 支援システム

◆更生相談所の設置形態 身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所の統合

地域組織の有無	
	件数
有り	17
無し	20
無回答	2
計	39

地域組織			
No	組織名称	箇所数	構成メンバー
1	仙台圏北部地区特殊教育関係生徒進路連絡協議会	1	県教育長障害教育室およびその管轄化学校 行政、職安、判定機関
2	支援費制度運用向上会議	8	障害者本人、保護者、事業者、身障 知的相談 員、地域療育等支援事業コーディネーター、市町 村、県庁障害福祉課、県福祉事務所
3	サービス利用連絡調整会議	4	県総合支庁、市町村、福祉関係事業者、障害者 団体
4	障害児(者)地域療育等支援事業連絡調整会議	7	市町村 保健福祉事務所 児童相談所 援護施 設 居宅支援事業所等
5	地域療育等支援事業連絡調整会議	8	福祉事務所、学校、福祉相談センター、市町村担 当者 施設、職業安定所、障害者職業センター、社協そ の他
6	①地域生活支援に係る連携会議 ②高等養護学校ネットワーク会議	3	①市町村担当者、障害者生活支援事業相談員、 コーディネーター、雇用サポーター、生活支援ワーカー、知 更相ケースワーカー ②①及び職安関係者、学校関係者、保護者
7	県内高次脳機能障害者地域在宅生活支援のためのネット ワーク構築事業	1	当所、千葉リハビリテーションセンター、地域リハ 支援センター、関係福祉施設、患者団体の各代 表
8	地域療育等支援事業	2	施設が主体。市町村、身体 知的障害者更生相 談所、作業所等
			更生相談所の関与
			会議への参加
			構成員
			障害程度区分に関する市町村指 導
			入所型施設利用調整時必要に応じ て召集される
			依頼に応じて出席し、助言
			助言指導
			①障害者生活支援センター(総合相談 窓口)の設置及び運営強化 に係る 検討 ②制度紹介及び入所調整状況説 明
			社会資源調査の聴き取り、訪問調 査
			施設、市町村等に対する専門的な 助言等を実施。 また、必要に応じて、来所や家庭訪 問等で本人や家族への面接も実施 している。

6-2 知的障害者更生相談所の地域生活支援業務について  
 (2)障害者保健福祉圏域レベルでのネットワーク 支援システム

9	連絡協議会	1	当所 福祉司 心理判定員 地域生活支援ワー カー 支援 ▼ 事業コーディネーター 市保健師 振興局福祉課職員	ケースに関する情報提供と共有助 言。 本人 家族への情報提供や援助
10	川崎市障害者生活支援センター連絡会	1	各生活支援センター、各福祉事務所、本課、精神 障害者支援担当機関 障害者ケアマネジメント従事 者養成研修修了者	事務局として参加
11	障害保健福祉圏域連絡調整会議	4	県健康福祉センター職員、ケアマネジメント従事 者、コーディネーター、市町村職員、更生相談所 職員、医療 保健所等職員、職業安定所職員、学 校関係者、障害団体関係者等	構成メンバーとして参加
12	中部地区支援費制度連絡協議会	1	管内市町村	県福祉事務所と共に事務局担当
13	西部圏域支援費制度連絡会	1	市町村 県福祉事務所	情報提供
14	障害者(児)地域生活支援ネットワーク会議	9	市町村担当者、養護学校、知的障害者相談員、 施設、事業者、児相、県福祉、コーディネーター、 知更相 等	更生相談所は構成員として位置づ けられている。 ネットワーキング会議 ケア会議へ出席 している。
15	自立促進事業ブロック会議	7	市町村、県福祉事務所、援護施設、養護学校、 職業安定所、コーディネーター等	自立支援及び社会資源の利用調 整支援に関する情報交換
16	ケア会議	4	地域療育等支援事業コーディネーター、市町村 担当者施設等関係者、知更相	招集されでの参加
17			各区保健福祉課、障害福祉センター、精神保健 福祉センター、児童相談所、障害者支援セン ター、自閉症発達相談センター	毎月1回定期的に開催。情報交換 と援助課題の検討が目的であり、 そこで専門的技術的支援を行う。



6-2 知的障害者更生相談所の地域生活支援業務について  
 (2)障害者保健福祉圏域レハルのネットワーク 支援システム

◆更生相談所の設置形態 身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所両方回答

地域組織の有無	
	件数
有り	2
無し	2
無回答	-
計	4

地域組織			
No	組織名称	箇所数	構成メンバー
1	津軽地域保健 医療 福祉包括ケアシステム推進会議 障害者ケアマネジメント連絡調整部会	1	障害者団体、養護学校、職安、市町村
2	障害児者地域生活支援事業連絡会議	3	管内の市町村施設 養護学校 社会福祉協議会 公共職業安定所及び障害者職業センター
			更生相談所の関与 障害者ケアマネジメントに関する情報交換 専門的な意見を求められた時、助言 支援する

6-2 知的障害者更生相談所の地域生活支援業務について  
 (3)地域生活支援関係職員の研修

◆更生相談所の設置形態 身体障害者更生相談所

研修会回答無し

◆更生相談所の設置形態 知的障害者更生相談所

	研修会名称	14 15年度 新規 継続
1	アーチル療育セミナー	新規
2	区役所保健福祉課担当職員研修	新規
3	障害者ケアマネジメント上級研修	新規
4	知的障害者相談員研修	継続
5	知的障害者福祉関係機関職員に対する実務研修会	継続
6	知的障害者福祉関係機関職員に対する専門研修会	継続
7	知的障害者福祉関係者ネットワーク会議	継続
8	地域生活支援研修会	新規

## 6-2 知的障害者更生相談所の地域生活支援業務について

### (3)地域生活支援関係職員の研修

#### ◆更生相談所の設置形態 身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所の統合

	研修会名称	14 15年度 新規 継続
1	ホームヘルパー養成研修(講師)	継続
2	リハビリテーションセミナー(地域支援研修会)	継続
3	援護事務研修会	継続
4	県 市町村更生相談所事務担当者研修会	継続
5	市町村障害者福祉担当者研修会	継続
6	市町村担当職員研修(面接技法、ケースワーク等)	継続
7	市町村知的障害者福祉業務担当者研修	継続
8	支援ワーカー及びコーディネーター研修会 説明会	継続
9	支援費制度にかかわる研修会	新規
10	支援費制度研修会(別にブロック研修 1回)	継続
11	支援費制度市町村担当者研修会	新規
12	支援費制度障害程度区分研修会	新規
13	支援費制度等に係る説明会(別にブロック別研修 2回)	新規
14	障害者ケアマネジメント従事者上級研修	新規
15	障害者ケアマネジメント従事者養成研修	継続
16	障害者ケアマネジメント従事者養成研修(主催は本庁。企画及び講師として参加)	継続
17	障害者施設職員研修会	継続
18	障害者相談支援事業ワーキンググループ	
19	障害者相談支援事業担当者連絡会	新規
20	障害者福祉交流 セミナー	継続
21	障害程度区分決定事務の新任職員研修	新規
22	障害程度区分決定事務ブロック別研修会	継続
23	障害程度区分決定事務研修会	新規
24	職親研修(講師)	継続
25	心身障害者相談業務研修会	継続
26	大阪市地域リハビリテーション協議会関係機関職員研修会	継続
27	第一回 障害者福祉研修会	継続
28	第二回 障害者福祉研修会	継続
29	知的障害者にかかる支援費制度フォローアップ事業	新規
30	知的障害者相談員研修	継続
31	知的障害者相談員研修会(施設見学と講義各1回)	継続
32	知的障害者福祉関係職員研修会	継続
33	知的障害者福祉関係専門研修会	継続
34	知的障害者福祉業務従事者研修会	継続
35	知的障害者福祉司及び担当者会議	継続
36	知的障害者福祉担当職員研修会	継続
37	東部地域障害者地域生活支援研修会	新規
38	福祉事務所等新任職員研修会(知的 身障)	継続

#### ◆更生相談所の設置形態 身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所両方回答

研修会回答無し

7 制度改革に伴う更生相談所の問題や課題について

(1) 支援費制度における更生相談所の相談 判定

◆ 更生相談所の設置形態 身体障害者更生相談所

支援費制度における更生相談所の相談 判定	
1	支援費制度移行後に、心理 職能判定員の臨床機会が現在まで皆無となっていることが、問題と 考えています
2	1、相談 判定業務に関する問題 施設入所判定数が減少し専門職の臨床経験が不足する傾向にあるが、各種研修会への参加、実 施事業を通し解消に努めている。 2、新たに取り組むべき課題等 ・外出の困難な在宅障害者への訪問リハビリテーションの実施 小規模作業所等地域障害者施設への専門職員等の派遣による支援の充実 ・高次脳機能障害者等中途障害者への支援の充実
3	3障害の相談窓口の統一を検討中
4	必要な情報の収集及び提供について 1、指定事業者の支援事業の把握が困難(多数ある) 16年全指定事業者の支援内容について調査予定 2、把握した情報を県民への提供方法
5	障害者のニーズに比して、施設サービスが少なく、支援費制度の基本であるサービスの自己選択 には程遠い現状にあるため、真に必要としている方が速やかに施設利用できるシステムを作ること が必要と考えます。 また、市町村に対してケースワークのスキル向上のための研修会などを充実させることも課題 です。
6	障害者は何をどのように相談すればよいか。そのシステム、方法をもっと教えてほしいのでは無か らうかと推察しているところである。
7	利用待機者が多い、療護施設利用者については今後も調整が必要と考える。 施設利用希望者へのサービス選択に資するための情報提供が必要であり、情報冊子の作成、 提供を行った。
8	施設に係る判定数が激減しており、実際に障害者に出会って判定することがほとんどなくなった。し かしその一方で、研修や電話での対応等、専門機関としての位置づけはさらに高くなっている。 身更相という業務の特殊性を考えると、今後は身更相職員(新規採用者 転勤したものを中心)に 対する研修の充実が必要である。 また今まで以上に市町担当者、施設との連携が必要と
9	福祉事務所や障害者地域生活支援センター等の相談窓口がある中で、更生相談所の相談機能 の役割と位置づけについて。 ・入所調整会議のあり方について。 ・障害程度区分解説マニュアルの見直しについて。
10	高次脳機能障害を有する障害者に関しての相談が多くあり、今後支援体制の整備等取組が必要と 考える。
11	○ 補装具 更生医療の判定に時間が取られ、それ以上の余裕がない。 ○ 補装具 更生医療については、支援費とは関係ないため、施設入所の担当のみが支援費にか かっている。 ○ 市町村との関わりがうまくいっていないため、相談があかっている。 ○ 市町村担当者が、支援費の中での仕事のしかたについて十分認識がない。 ○ ケース検討に出席できるようになる必要がある。
12	ア 市町村等に対する専門的な技術的指導等の業務があるか、その業務に要求される職員の専 門性が確保されていない。新しい知識と技術が身につけられるような研修が必要である。 イ 都道府県の業務設置である更生相談所を任意設置とし、外部団体が設置するか、地方独立行 政人化して、業務の効率化、経費の削減、非常勤の障害者ケアマネジメント従事職員やリハビリ専 門職員の充実をはかる必要がある。
13	① 市町生活支援センターとの関係が確立していない。 ② 施設入所判定が激減したか、市町担当者や支援センターによるケアマネジメントにばらつきがあ るのかと思われる。 ③ 相談所から市町に対する研修が必要である。

## 7 制度改革に伴う更生相談所の問題や課題について

### (1) 支援費制度における更生相談所の相談 判定

14	<p>1、相談業務の充実 組織的にも(人的にも)相談部門の充実をはかり下記のネットワーク化推進業務、障害者生活支援等、支援費制度が円滑にすすめられるようにしていく。</p> <p>2、ケアマネジメント体制の推進</p> <p>3、障害認定の適正化(障害程度審査委員会の設置)</p> <p>4、補装具給付については、業者主導にならぬよう適正な判定が必要。</p>
15	<p>支援費制度の定着に十分寄与できる予算配分はできず、組織的な強化はほとんどなされていない。手帳審査と補装具等の判定業務がほとんどであるため、地域での支援について、職員は経験も専門性も不足していると言わざるをえない。</p>
16	<p>当所においては、これまで障害程度区分等に関する専門的判定を求められたことはないが、これをどう考えたらよいか。さきに「判定依頼が少なかった理由」についての設問があったか、全国的な結果に注目している。当所の場合、専門的判定を求められないことは必ずしも喜んでいるとは思えない。例えば「自閉症、合併症等」がある障害者の場合、判定結果を参考にせず、市町村が的確な判断がきているのか疑問が残る。また、これは身更相内部の問題であるか、入所判定が無くなった今、このような状態(専門的判定かほとんど無い状態)が続くと、業務量の問題から人員配置の問題が出てくる懸念もなしとはいえない。入所判定について付け足せば、支援費制度に移行して入所判定が無くなった理由が、未だに判然としない。入所判定の要素は入所の適否と施設種別の適否の判断と考えているが、後者については、入所判定をした方が、より障害者に合った施設が選択できるのではないかと。障害者に合った施設種別を情報提供することが、障害者の選択の自由を阻害するとは思えない。</p> <p>さて、これまで当所では、障害程度区分の判断基準を中心に、市町村指導を実施してきた嫌いがあるので、今後は、てきうる限り支給決定全般に係ることとして身更相としてのノウハウを提供すべきことがあれば、積極的に提供していきたいと考えている。</p>
17	<p>市町村事務の適正化や円滑な入所調整を図るうえからも、事業者等の研修が必要と考えている。</p>

7 制度改革に伴う更生相談所の問題や課題について

(1) 支援費制度における更生相談所の相談 判定

◆ 更生相談所の設置形態 知的障害者更生相談所

支援費制度における更生相談所の相談 判定	
1	<p>福祉事務所職員に制度理解をしてもらうことのみならず、知的障がいのある人にとって必要な支援がどのようなものであるのかより深く知ってもらう必要が生じている。以前にもまして、福祉事務所職員は知的障がいに関する専門的な知識を要し、知的障がいそのものの理解を深める研修等の企画が必要となっている。</p> <p>また、サービスの提供者側だけでなく、利用者側にも制度の概要、利用法など広く伝えていく必要がある。サービス申請の手続きに関する理解そのものが困難な利用者や保護者も数多い。</p> <p>相談 判定業務を通して相談にきた知的障がいのある方の生活のレベルアップを図れる適切な支援指針をたてることか必要となっている。措置のための判定が減少した分、ケアマネジメント的な取り組みで相談者のライフステージに応じた多様な生活ニーズの把握とサービスの確保、構築を目指す相談判定業務が必要とされる。</p>
2	<p>当センターでは、療育手帳の判定業務についてケアマネジメントの視点で新たな相談の契機と捉えることとしており、その際把握した本人及び保護者のニーズに基づき、各区や地域療育等支援事業実施施設等と連携しながら在宅支援を行っている。</p> <p>今後は施設入所者の地域生活への移行支援や施設における問題行動等への対応についてのコンサルテーションの実施等を取組むべき課題と捉えている。</p>
3	<p>長野県の行政課題として、「脱施設化、地域移行」があげられるか、更生相談所の組織自体は全て兼務職員であり、相談 支援体制は非常に弱い。今後、障害圏域ネットワークに主体的に参画し、施設支援、地域福祉支援、研修など積極的に役割を果たしていくことか必要と考えている。</p>
4	<p>&lt;問題や現状&gt;</p> <p>療育手帳再判定申請が支援費制度以前の1.23倍に増加し、処理に追われている。</p> <p>このため相談に割ける時間が少ない。</p> <p>相談に際し、地域のサービスや支援者を含めた資源の少なさが問題である。</p> <p>近年、社会適応には問題があるか、療育手帳に該当しない相談が増加している。</p> <p>また相談 判定に関連してということではないか、市町村では事務的な決定にとまり具体的支援に至らない場合が散見される。研修の強化あるいは支援センター等の設置が未だ必要と考える。</p> <p>&lt;取り組むべき課題&gt;</p> <p>療育手帳の判定基準の明確化と法制化への働きかけ。</p> <p>なお、サービスは支援費制度の基準によるので、殊に成人の療育手帳の再判定期間は緩和の方向が望ましい。</p> <p>3障害の有機的な施策の一層の推進を求めていくことか必要。</p>
5	<p>市町村とのネットワーク関係の中で、個々の障害者のニーズを多角的に検討し、個々の障害像や課題等を共有する。また必要に応じて、地域関係者とのケース協議を行いうるような、地域支援相談システムの確立。</p>
6	<p>①相談判定業務に関する課題</p> <p>サービス利用を優先するあまり、ときには本人意向が軽視されがちである。本人主体をより重視した立場を日々確認することか必要である。</p> <p>支援費制度のサービス利用と不況等が重なり、ホーダーラインの療育手帳交付申請者が増加している。的確な判定技術の質的向上と共に、療育手帳の法的基準がより求められている。</p> <p>②新に取り組むべき課題</p> <p>市町村の障害程度区分の判定やケアマネジメントによったケースワーク技法の格差は大きく、知的障害者更生相談所はそのレベルアップに向け、個別ケースの会議だけでなく、研修がより重要となる。</p>
7	<p>支援費制度の導入により、施設等での不適応行動の支援、市町の個別支援計画援助、ケース会議等のために地域に出向くことが多くなり、従来以上に市町及び施設への支援を要する業務が増加したが、その内容も施設での指導困難ケースや、精神障害、身体障害との重複、合併ケースなどに対する専門的知見を求められるケースが多くなっている。</p>

7 制度改革に伴う更生相談所の問題や課題について

(1) 支援費制度における更生相談所の相談 判定

8	<p>支援費制度への移行が近づくに従って、更生相談所が果たすべき役割が                  どんどん拡大していき、児童相談所と兼務という形態をとっている当所としては市町村等からの相談 判定が現実的問題として対応可能なかどうか今てもずい分不安を感じている。</p> <p>障害程度区分判定について、市町村格差がないように支援を求められても国が示す判断基準等は未だ曖昧な点が多く、全国一律な詳細なマニュアルが必要と考える。また、施設間利用調整についても空きのない状態では困難である。真に緊急利用が必要な場合等のための定員外利用等に関する規制緩和や新たなルール作りや実質的な機能を果たしていないケアマネジメントの問題等、国レベルでの整理 解決を図っていくべき課題が多いと考える。</p>
9	<p>現在、知的障害者更生相談所を含めて県の地方機関の在り方を検討しており、それが終わってみたいと具体的な今後の課題等が見えてこない。</p>
10	<p>現在、高機能自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害は療育手帳の対象外であるため、支援費制度の適用からも外れている。しかし、更生相談所の職員であればこれらの人たちにも支援の手が差し伸べられる必要があることは痛感している。自閉症 発達障害支援センターも全国に順次整備されつつあることから、更生相談所の業務対象外として扱うのではなく、これらの関係機関との連携や療育手帳交付の対象にすべきか否かなどについて早急に検討すべきと考える。</p>
11	<p>○恒常的な人員不足の解消                  児童相談所との兼務では、ケースカンファレンスの時間すらとれてない現状にある                  ○障害者の代弁者としての専門技術の向上                  保護者の希望や社会資源不足を理由に障害者がサービスの選択 自己決定を実現するには至っていない                  専門的判定所見のもと関係者への助言とネットワーク化を推進すべきである                  ○入所施設利用者の地域生活移行実現に向けて、市町 施設を含む関係者へ積極的な意見を提示すべきである</p>
12	<p>新たな業務ではないが、引き続き市町村職員への研修が必要である。</p>
13	<p>知的障害者更生相談所にある療育手帳判定資料を支援費制度の障害程度区分にも有効に活用できるよう、相互の関連性をもたせていくことが必要ではないかと思われる。</p>
14	<p>市町村担当者のケアマネジメント能力の向上のための研修が必要。                  アスペルガー障害等知的障害の範疇に入らない発達障害ケースの福祉サービスの検討</p>

7 制度改革に伴う更生相談所の問題や課題について

(1)支援費制度における更生相談所の相談 判定

◆更生相談所の設置形態 身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所の統合

支援費制度における更生相談所の相談 判定	
1	<p>・支援費制度における市町村からの障害程度区分に関する意見聴取は、本道では現在のところ全くないが、一部市町村では、障害程度区分決定に関する調査を施設に依頼しているという情報もあり、適切な認定が実施されているか疑問があるのが実態である。</p> <p>更生相談所は、障害程度区分の結果について市町村間に著しい格差が生じないように指導することとされているが、具体的な格差の確認方法や是正の方法等について検討が必要と考える。</p> <p>支援費制度においては、従来以上に市町村が援護者としての責任を負うこととなるが、市町村職員は専門知識が十分ではない場合も多く、専門的 技術的支援機関として、更生相談所は研修の充実や、障害者ケアマネジメント手法への支援に積極的に取り組むべきと考える。</p>
2	<p>身体障害者の入所判定が義務化されなくなったことで、心理判定員、ペースワーカーなどが直接的に面接、判定、処遇を考える等の臨床現場が激減した。市町村支援のレベルを各種専門職が維持していくには、それぞれの臨床経験の場をもっていなければならない。例えばリハセンター、更生施設等との組織統合が必要で、単独の相談所は将来的に弱体化すると思われる。</p> <p>今後の方向性として、補装具判定業務の充実、知的障害者相談 判定(知更相併設の場合)の充実、障害者の地域生活支援、地域リハビリテーションの推進(地域リハセンターとしての役割)等に力を注ぐべきと考える。</p>
3	<p>1 市町村への相談 判定支援 市町村で判断困難であり、専門的な判定や知識及び技術的支援を要する場合について、引き続き支援が必要と思われる。</p> <p>2 障害程度区分に関する研修。 各市町村及び各施設に対し共通理解を図り、各市町村間で程度区分についてできるだけ格差が生じないように研修等を通して引き続き支援していくことが必要と思われる。</p>
4	<p>(身障) 支援費制度移行後、判定業務が激減している。</p> <p>現時点では、身体障害者施設入所判定を実施した経験のある心理判定員が配置されているが、今後職員異動などにより身体障害者の相談 判定の経験のない職員配置になることも有り得ると推測される。このようなことから、市町村から複雑困難な事例について専門的な判定依頼があった場合は対応せざるを得ない立場にあり、臨床経験の少ない中で専門的な判定を要求されることについてどう対応していくかが課題と考えている。</p>
5	<p>市町村の相談支援体制の脆弱さ、市町村ケアマネジメントが制度化されなかったという中途半端さが問題点となっている。更生相談所としては、相談体制整備に向けて市町村に対する技術支援を積極的に行っていきたいと考えている。</p> <p>平成15年度より障害者総合福祉センターとして身体 知的更生相談所が統合されたが、それを活かし、市町村で対応困難な重複障害者に対して、総合的に相談 判定業務を行っていきたいと考えている。</p>
6	<p>研修会等により市町村の担当者の資質向上と均質化を図る必要がある。特に、ケアマネジメント、日常生活支援、不適応行動に対する相談支援等を含めた市町村担当者の力量を高める重要性を感じている。</p>
7	<p>市町村からの障害程度区分に関する判定依頼が無かったとはいえ、市町村としては施設側とのあつれきて悩みも多かったようである。</p> <p>援護者として公平公正な程度区分判断等を支援するうえでの研修を継続して実施していく。</p>
8	<p>群馬県では、更相ケースワーカーは一般事務職で福祉の専門職でないため、市町村支援には限界がある(市町村担当者の方が経験豊富で、逆に教えられる場合もある)。</p> <p>施設入所判定がなくなったため、入所調整が従来以上に難しい。本人状況の把握や緊急性の把握が不十分。</p> <p>従来実施してきた施設再判定(3年に1回本人の状態把握)がなくなり、施設との接点が減少、関わりが希薄になった。今後いかに関わっていくかが課題。</p> <p>個別支援計画の策定について施設指導が必要と思われるが、現状では施設からの相談や依頼がない限り関わるのが難しい(H15年度は3施設のみ依頼あり)。</p>



## 7 制度改革に伴う更生相談所の問題や課題について

### (1) 支援費制度における更生相談所の相談 判定

9	<p>専門的技術的中枢機関として、市町村や障害者生活支援センター等に対して適確な専門的技術的支援かてきる体制を維持 発展させる。</p> <p>市町村のケアマネジメント機能を高めるために、研修等の充実を図る。(ケアマネジメントだけでなく、障害内容別の課題別研修の充実を図る。)→市町村職員の質を常に一定以上に保つための継続的努力が必要である。</p>
10	<p>施設入所の判定がなくなり、施設は、支援の参考とする資料(心理 職能 医学判定等の資料)がなくて困っているとの意見があるのを、施設支援を検討している。</p>
11	<p>支援費制度に移行してから、施設入所に関する判定依頼は殆どなく、身更相は補装具、知更相は療育手帳について、が大部分を占めている。</p> <p>入所施設の希望者については、調整会議に上がってくる(空かない時には全て上げることとなり、殆どの施設で空がない状況にある。)ことから把握できるが、それ以外の者については、適正なサービスを受けているかどうかの把握は難しい。</p> <p>身体障害者は、本人、家族とも必要な判断、選択が可能な場合が殆どであろうか、知的障害者の場合には、本人、家族とも、それか難しいこともある。加えて、市町村の姿勢、力量か制度改正に追いついていないことから、特に知的障害者については、施設利用の際には、知更相か判定を実施し、本人、保護者、市町村を含め、助言していくことか必要と思われる。</p> <p>また、地域的に選択できるメニューか限られているところから、新たなメニューの実施 についても働きかけていく必要を感じている。</p>
12	障害程度区分決定に係る市町村格差の是正
13	特になし。
14	<p>補装具 更生医療等の判定業務に関しては、市町村担当者への研修 指導を強化(圏域ごと 市町村個別等)し、窓口で相談に対処できる体制を目指す。</p> <p>また、知的障害に関する基本的な理解も含めた実務的な研修も必要である。</p> <p>前記も含め、対象を広げての調査 研究及び研修 指導、全県的な情報提供か必要とその整理検討と実施が課題になっている。</p>
15	<p>地域リハビリテーション推進協議会の設置及びそれに伴う関係機関との連絡調整、連携の推進。</p> <p>三障害に対応できる専門的相談体制のシステムの構築。</p>
16	<p>(支援費制度移行によって、従来の施設入所判定がなくなり代わって支援費に係る専門的判定を行うこととなったが、現在のところ援護の実施機関から専門的知見を求められ判定にまで至ったケースは皆無であり、従来入所判定時に得てきた障害者や介護者の状況等の情報把握か困難になってきている。更生援護の利便を図る中枢機関として、障害者や実施機関等を援助していく役割を果たすためには、新たな情報収集の方法や職員の専門性の確保などについて検討する必要かてきている。</p> <p>今後、施設訪問などを利用し処遇困難ケースの相談 助言や支援計画への関与など、更生相談所のもっている専門性を活かし、利用者及び施設側の処遇の向上を図っていく予定である。)</p>
17	<p>更生相談所が行う市町村支援の内、障害程度区分の判定等の専門的な業務については、市町村からの要望がないため、実施できない状況にある。また、町村等におけるケア会議の開催状況か低い現状から、障害者の障害内容に合った支援を障害者か選択するという支援費制度の流れか機能していないといえる。</p> <p>更生相談所が積極的に関与し、専門的な評価 判定を行う仕組みを構築していくことか必要となっている。</p>
18	<p>支援費制度への移行に伴い、判定依頼件数か大きく減ったことは、措置費時代において既に施設入所判定制度か形骸化していたことの反映であり、さらにその根底には、施設の需給アンバランスの存在があるでしょう。この点か変化がない限り、旧来の判定業務に対するニーズか今後大きく増加することは考えにくいと考えます。</p> <p>現在、支援計画作成にあたっての参考にしたいという理由から、施設の側から判定を求める声か当所管内からあがっており、こうしたニーズを大事にし、現場との連携を進めることか一つの方向性としては考えられます。ただし、個別具体的な現場に還元できるだけの、より細かい「見立て」かてきるためには、専門スタッフの一層の充実が必要でしょう。</p>
19	<p>現時点で、管内市町村から疑義照会や相談は特になし。</p> <p>愛知県全体の市町村担当課長の会議でも、更生相談所への要望は出なかった。</p> <p>今後、管内市町村の担当者会議等て問題 課題等の洗い出しをしていきたい。</p>

7 制度改革に伴う更生相談所の問題や課題について

(1)支援費制度における更生相談所の相談 判定

20	<p>身体障害者更生養護施設の利用にあたり従前行ってた判定が無くなったため、施設が処遇に苦慮することを眼前にしている。</p> <p>施設と更生相談所の連携について具体的なマニュアル等が必要と考える。</p>
21	<p>市町村職員研修等で市町村職員の意識レベルの向上をはかる。市町村が抱える困難ケースに対応するため、更生相談所の専門性を高めていく必要がある。</p>
22	<p>施設援護サービスとして、施設利用者への支援計画作成に役立てることを目的とした相談 判定の実施体制の整備が考えられる。</p> <p>ただし、あくまで施設利用者へのよりの確かなサービスを提供する目的に基づくものである必要がある。よって、契約前の、施設側の利用者選別の資料となつてはならないこと及び本人 家族等が主体的に相談 判定等を希望する場合に限られるとしなくてはならない。</p> <p>相談 判定業務においては、程度判定のみでなく、当事者のニーズをきっちりと把握し、それを支援していくためにどのような方策があるのかを共に検討したり、当事者のニーズを周囲に理解してもらいやすくするなど場として活用していくことが望ましい。判定結果もまた、そのような検討に資するものであることが望まれる。</p>
23	<p>知更相 身更相ともに障害程度区分等に関する専門的な判定を求められたことが現状ではなく、また施設入所判定がなくなったことから特に身更相においては心理判定員の関わりがなくなってきている。(知更相においては療育手帳や進路相談等の判定がある。)</p>
24	<p>* 相談 判定依頼件数が少ない理由については、平成15年度に分割設置したばかりで更相自体が専門機関として認知されていないという認識は必要。また、市町村担当者が事務処理を急ぐため、多少の疑義はあっても処理を優先している実態もある。</p> <p>* 困難事例への積極的関与で、専門性の向上と課題解決のノウハウの蓄積が当面必要。</p> <p>* 医療職員の確保で、専門性の安定的担保が必要。(人が代われればゼロからの出発になるのて)</p>
25	<p>困難事例への積極的関与で、専門性の向上と課題解決のノウハウの蓄積が当面必要。医療職員の確保で、専門性の安定的担保が必要。(人が変わればゼロからの出発になるのて)</p>
26	<p>支援費制度に移行後、市町村からの問い合わせ 相談は想定していたより少なかった。しかし、アンケート調査からは市町村担当者のとまどいは大きいものがある。</p> <p>その原因としては、事務処理が大きく変わったこと、担当者が障害に関する知識が十分でないこと、相談を受けニーズを整理するケアマネジメントの手法が十分浸透していないこと等があげられる。</p> <p>今後、更生相談所は地域のネットワーク会議やケア会議への出席や障害特性に関する研修の実施等の専門的な援助を行う必要がある。</p>
27	<p>情報管理・情報提供</p> <p>本人及び関係者への正確な情報を提供できるより適切な情報管理が求められる</p>
28	<p>障害程度区分については、国で出されている基準だけでは市町村の判断困難事例が多くあり、独自の判断基準マニュアルを作成せざるを得なかった。各県ごとに判断の異なるものもあろうかと思われる。</p> <p>また、支援費に関して知的障害に該当するかについても、各県の基準でやっているのと相違があるので統一する必要があると思われる。</p> <p>県として、入所調整等にどこまで介入すべきか対応に苦慮する場面がある。本人の意向や市町村の決定を尊重しなければならない一方で、どう見ても入所が好ましくない場合(65歳以上である、希望施設と障害状況がマッチしていない など)で、特に施設に十分な空きがあり、調整会議を経ず入所が可能な場合は、どのように対応すべきか苦慮している。</p>
29	<p>支援費制度に関しては、在宅でサービスを受ける場合も施設入所の場合も、直接的な業務に従事していない。机上の理論だけで、直接業務を行っている市町村に助言したり指導することには限界があり無理がある。</p> <p>市町村間の格差をなくすことは必要だと思うが、どのような方法で確認し是正していくのか。市町村担当者に対してマニュアルを配布し、研修を行い、質問に答えること位しかきていないのが現状である。</p>
30	<p>支援費制度への移行については、準備段階より研修会等を行い、また独自のマニュアルを作成配布して統一的な判断がなされるよう努めているが、施設の声や意見を聞きながら市町村間の格差があり、それらの解消が今後の課題である。</p> <p>また、所内研修を行うことにより、相談所の職員間での考え方の確認も行っている。</p>

7 制度改革に伴う更生相談所の問題や課題について  
 (1) 支援費制度における更生相談所の相談 判定

31	<p>専門技術職員の体制を充実したうえで、新たに施設入所調整や手帳交付事務を相談判定業務に併せて行うことで相談所の充実強化と支援の一貫性が図られる。          相談判定業務に併せてケアマネジメントに積極的に関与できる体制作りが必要である。</p>
32	<p>支援費制度により、市町村が障害者支援の第一線機関となり、ケアマネジメントの実施責任を負うことになった。しかし区(市町村)には専門職がいなかったため、更生相談所の役割は、従来の手帳や補装具の相談 判定だけでなく、区(市町村)職員の研修や専門的助言など、区(市町村)への支援が大きな業務になってきた。          しかし庁内では、施設入所に伴う判定が必要なくなったため業務は減るとの認識があり、業務増の理解は得られていない。</p>
33	<p>判定件数の減少により、更生相談所職員の専門性の確保が課題と考えています</p>

7 制度改革に伴う更生相談所の問題や課題について

(1) 支援費制度における更生相談所の相談 判定

◆ 更生相談所の設置形態 身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所両方回答

支援費制度における更生相談所の相談 判定	
1	<p>昨年4月に支援費制度がスタートして以来、当所への支援費制度関係の判定依頼はほとんどない状況にある。県内市町村が国の基準に基づき、独自に判断し支給決定されているためであるか、現実問題として、更生相談所で実施している施設入所調整の過程において、市町村の決定した種別の施設では受け入れが難しいとのことで、入所かできなかったケースが数例あった。市町村において、判断が難しい場合は更生相談所に判定依頼することとなっているが、市町村における「判断が難しいかどうか」という判断そのものについて、市町村においては見分けがつかないのではないかと。そのあたりをどう指導していけば良いかが課題である。</p> <p>また、先日の支援費制度特別セミナーでも、講師の方々からお話していたとおり、障害程度区分や重度重複障害者加算の国の基準そのものが明確でないことから、市町村や施設に判断の相違を生じさせてしまっており、当所としても国の基準を独自にわかりやすい表現に変え、市町村指導しているが、市町村においても毎年人事異動で支援費担当職員の異動があることから、県内市町村間の事務処理レベルの均衡を保つことがなかなか難しい状況にある。</p>
2	<p>障害程度区分の判定依頼が全然ないのは予想外であったが、今後もほとんど出てこないと予想される。障害程度区分を決めるだけならば、きちんとしたマニュアルがあれば、それで十分なのだと思う。</p> <p>社会調査 医学判定 心理判定が、障害者のリハビリテーションのために必要ならば、障害者のリハビリテーションのための判定というものを国が制度上作る必要があるのではないかと。</p>
3	<p>障害程度区分に関する市町村職員への説明会は実施したか、その中で市町村職員が何かわからないのか、という研修をして欲しいのかがよくわからないので、次回は事前にアンケートを市町村に送付して後、その分析により研修会を実施したい。</p> <p>知的障害者更生相談所部門では、重度加算判定及び施設入所のための判定が減った分、新たな事業として在宅障害者への何らかの支援、例えば、自閉症児者親の会と連携したグループワーク等の支援をしたい。</p>